子育て応援積金

令和６年９月現在

１．商品名（愛　称）	・定期積金（子育て応援積金）
２．販売対象	・18 歳以下のお子様を扶養する保護者の方 (お子様の年齢を確認出来る資料の提示が必要)
３．期間	・３年以上５年以内で自由に掛込み期間を設定できます。 乙種（定額掛込式）
４．預入（受入） （１）預入(受入)方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・口座振替、店頭持参、集金 ・10,000 円以上 ・1,000 円単位
５．払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
６．利息 （１）適用金利 （２）利払方法(頻度) （３）計算方法	 ・固定金利 ・預入時店頭金利＋0.10%（年利回り）を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を 100 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
７．税金	・個人の給付補填金に 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
８．手数料	――――――――――――――――――――
９．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに 0.7%上乗せした利率）
10．特典	・本契約を ６ ヵ月以上掛込みしているご契約者が、教育カードローン「夢応援」を借入れする場合は、営業推進部が通知をする金利を基準金利より割引いたします。
11．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの取扱期間について解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
12．金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください。
13．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9 時～17 時、電話：0258－37－5430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話：03－3595－8588)、第二東京弁護士会(電話：03－3581－2249)、新潟県弁護士会(電話：025－222－5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(９時～17 時、電話：03－3517－5825)、関東地区しんきん相談所(９時～17 時、電話：03－5524－5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合せください。

14. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 但し、満期日を繰延べない場合には、表面記載の年利回り（1年を 365 日とした日割計算）の割合による遅延損害金を徴求します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者 1,000 万円までとその利息が保護されます）

長　岡　信　用　金　庫